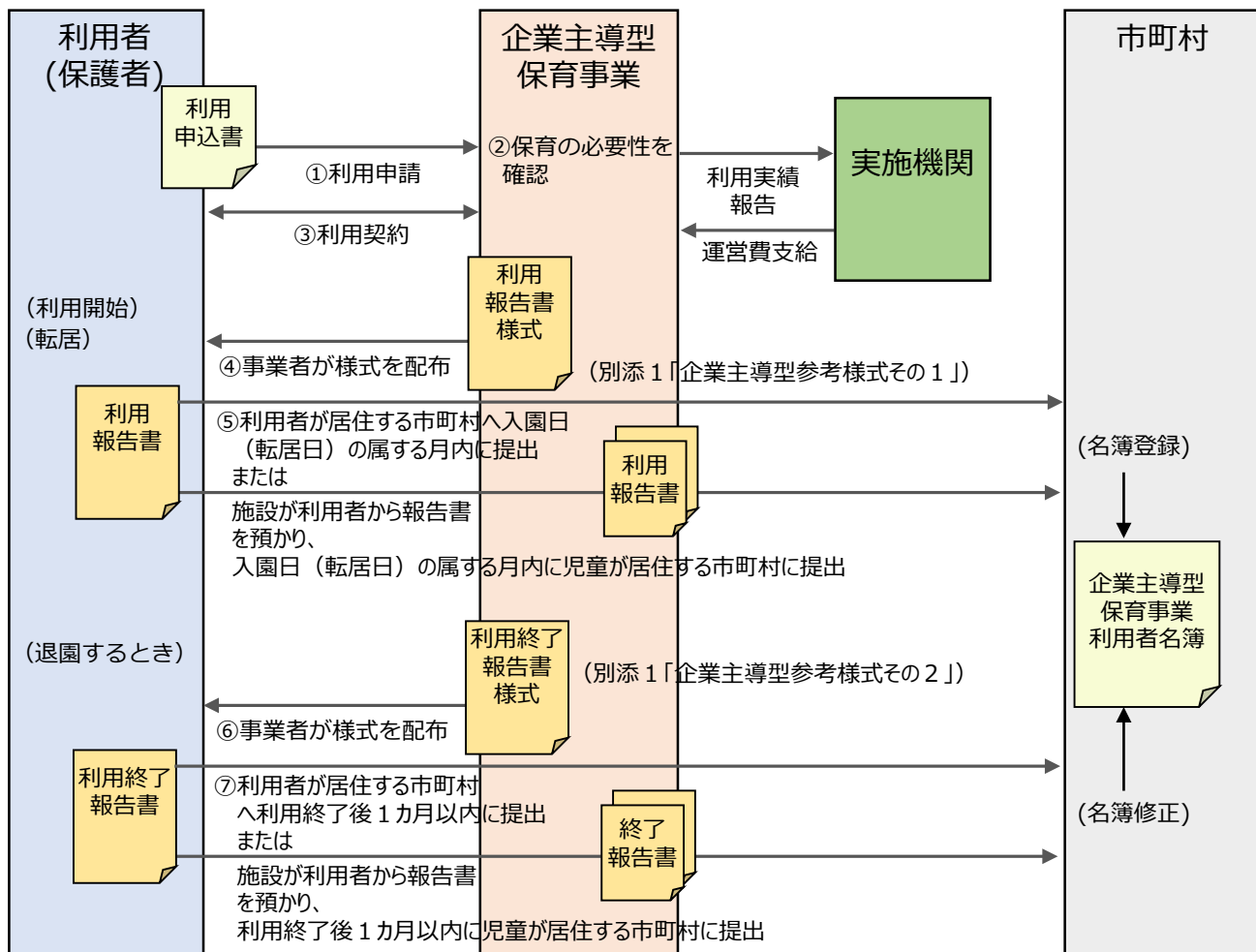


企業主導型保育事業を利用する児童の把握について

別添 2

※企業主導型保育事業を利用する児童は、施設等利用給付を受けることはできない。



※小学校入学のため卒園する場合は、市町村で把握できるため、終了報告は不要

【事業の利用開始】

- ①企業主導型保育事業の利用を申請【利用者→事業者】
- ②③事業者は保育の必要性を確認し、必要性のある場合は利用契約を締結

【市町村への利用開始の報告】

- ④事業者は新たに入園した児童の保護者に「利用報告書」の様式（別添 1 「企業主導型参考様式その 1」）を配布
- ⑤保護者は「利用報告書」に必要事項を記入し、市町村または事業者に提出する
「利用報告書」を事業者が預かる場合、事業者は児童が居住する市区町村ごとにまとめて提出する
市町村は、「利用報告書」が入園日の属する月内に市町村に到達するよう、保護者・事業者に周知する
（報告に基づき、市町村において、企業主導型保育事業の利用者を管理する）

【市町村への利用終了の報告】

- ⑥事業者は利用終了（退園）する児童の保護者に「利用終了報告書」の様式（別添 1 「企業主導型参考様式その 2」）を配布
- ⑦保護者は「利用終了報告書」に必要事項を記入し、市町村または事業者に提出する
「利用終了報告書」を事業者が預かる場合、事業者は児童が居住する市区町村に提出する
市町村は、「利用終了報告書」が退園後 1 カ月以内に市町村に到達するよう、保護者・事業者に周知する
（小学校入学のため卒園する場合は、市町村で把握できるので報告は不要。その場合は市町村で名簿を修正する）

※上記に加え、企業主導型保育事業の利用中に他の市町村に居住地が変わったときは、保護者は速やかに転居先の市町村または事業者に「利用報告書」を提出する。

なお、保護者が市町村外へ転居することにより、転居元の市町村が当該保護者に対して「施設等利用給付」の認定を行うことはなくなるため、転居元の市町村へ「利用終了報告書」の提出は行わない。

※2019年10月からの制度実施にあたっては、

- 8～9月頃に、企業主導型保育事業から児童の居住する市町村へ、10月1日現在の在園児の氏名・住所・生年月日等を報告する。
（報告書様式は、国で参考様式（別添「企業主導型参考様式その 3」）を作成。）